

## 選挙管理委員会次第

期日 平成30年9月3日(月)  
午後1時30分から  
場所 みよし市役所 特別会議室

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 選挙人名簿定時登録(平成30年9月)について…………… P1~9
  - ア 定時登録資格要件…………… P1
  - イ 選挙人名簿登録数(9月定時登録)…………… P2~5
  - ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P6~7
  - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P8
  - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P9

- (2) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等  
の公費負担に関する条例の一部改正等について…………… P10~12

### 3 その他

- 公職選挙法の一部改正(在外選挙人名簿の登録制度の見直し)について… P13

# 選挙人名簿定時登録（平成30年9月）について

## 定時登録資格要件

- 1 基準日（第22条）  
平成30年9月1日（土）
- 2 登録日（第22条）  
平成30年9月3日（月）
- 3 登録要件（第9条）
  - (1) 国政選挙の選挙権のある者
    - ア 日本国民であること
    - イ 年齢満18年以上である者  
平成12年9月2日以前の出生者
  - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
    - ア 平成30年6月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること（3箇月要件）
    - イ 平成30年5月1日から平成30年8月31日までの間の転出者で3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者
    - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること
- 4 抹消者（第11条及び第28条）
  - (1) 平成30年4月30日以前に転出した者
  - (2) 前回の登録時において登録のあった者で、平成30年9月1日までに死亡した者
  - (3) 欠格事項に該当した者
- 5 その他
  - (1) 「転出者」で表示される者（第27条）  
平成30年5月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（9月定時登録）

平成30年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,416 人	23,091 人	47,507 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
6月定時登録者数	24,392 人	23,059 人	47,451 人	
登録者数	556 人	441 人	997 人	
抹消者数	532 人	409 人	941 人	
転出者	487 人	368 人	855 人	
死亡者	45 人	41 人	86 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
9月定時登録者数	24,416 人	23,091 人	47,507 人	
増減者数	+24 人	+32 人	+56 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,133	2,987	6,120
	北部	3,307	3,108	6,415
	南部	2,455	2,401	4,856
	西部	2,928	2,650	5,578
	天王	3,385	3,139	6,524
	三好丘	3,473	3,326	6,799
	緑丘	3,047	3,031	6,078
	黒笹	2,688	2,449	5,137
合 計		24,416	23,091	47,507
開票区数	1	投 票 区 数	8	

世 代 別

	世代	内 訳		
		男	女	計
みよし市	18歳	416	429	845
	19歳	407	401	808
	20歳	419	348	767
	21歳から25歳	1,860	1,574	3,434
	26歳から30歳	1,873	1,575	3,448
	31歳から35歳	1,967	1,682	3,649
	36歳から40歳	2,125	1,819	3,944
	41歳から45歳	2,453	2,500	4,953
	46歳から50歳	2,808	2,685	5,493
	51歳から55歳	2,278	1,983	4,261
	56歳から60歳	1,710	1,451	3,161
	61歳から65歳	1,382	1,289	2,671
	66歳から70歳	1,490	1,620	3,110
	71歳から75歳	1,285	1,390	2,675
76歳から80歳	1,078	1,085	2,163	
81歳以上	865	1,260	2,125	
合 計		24,416	23,091	47,507
開票区数		1		

前回定時登録(平成30年6月1日)と

今回定時登録(平成30年9月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
三好	3,120	+13	3,133	2,982	+5	2,987	6,102	+18	6,120
北部	3,297	+10	3,307	3,088	+20	3,108	6,385	+30	6,415
南部	2,464	-9	2,455	2,402	-1	2,401	4,866	-10	4,856
西部	2,916	+12	2,928	2,663	-13	2,650	5,579	-1	5,578
天王	3,374	+11	3,385	3,120	+19	3,139	6,494	+30	6,524
三好丘	3,501	-28	3,473	3,345	-19	3,326	6,846	-47	6,799
緑丘	3,034	+13	3,047	3,024	+7	3,031	6,058	+20	6,078
黒笹	2,686	+2	2,688	2,435	+14	2,449	5,121	+16	5,137
合計	24,392	+24	24,416	23,059	+32	23,091	47,451	+56	47,507

在外選挙人名簿登録者数

平成30年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	58 人	23 人	81 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
6月定時登録者数	60 人	24 人	84 人	
登録者数	0 人	0 人	0 人	
抹消者数	2 人	1 人	3 人	
9月定時登録者数	58 人	23 人	81 人	
増減者数	-2 人	-1 人	-3 人	

付表

(単位：人)

地域	経由領事館の名称		内訳		
	経由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	2人	0人	2人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	4人	2人	6人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在カラチ日本国総領事	パキスタン・イスラム共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	2人	1人	3人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	財団法人交流協会台北事務所長	中華人民共和国	2人	0人	2人
	小計		19人	7人	26人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	1人	0人	1人
		小計	1人	0人	1人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	3人	1人	4人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	3人	0人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	6人	1人	7人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	1人	3人
	小計		20人	9人	29人
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	1人	0人	1人
	在メキシコ日本国大使	メキシコ合衆国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		7人	2人	9人
欧州	在英国日本国大使	英国	1人	0人	1人
	在德国日本国大使	ドイツ連邦共和国	0人	1人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	4人	3人	7人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在ロシア日本国大使	ロシア連邦	1人	0人	1人
	小計		9人	5人	14人
中東	在トルコ日本国大使	トルコ共和国	1人	0人	1人
	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
		小計	2人	0人	2人
	合計		58人	23人	81人



## 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、951である。

平成30年9月3日

みよし市選挙管理委員会  
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,507 \text{ 人} \div 50 = 950.14 \\ \approx 951 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回（平成30年6月1日）

※ 登録者数

$$47,451 \text{ 人} \div 50 = 949.02 \\ \approx 950 \text{ (小数点切り上げ)}$$

## 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,836である。

平成30年9月3日

みよし市選挙管理委員会  
委員長 伊豆原 要

(参考)

### ※ 登録者数

$$47,507 \text{ 人} \div 3 = 15,835.66\dots \\ \approx 15,836 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の委員の解職請求

前回（平成30年6月1日）

### ※ 登録者数

$$47,451 \text{ 人} \div 3 = 15,817$$

# 議案第 号 みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 【趣 旨】 1 公職選挙法の一部改正（平成29年6月21日公布、平成31年3月1日施行）により、市の議会の議員選挙において次の点ができることとされた。  
 (1) 選挙運動用ビラを頒布できることとされたこと。  
 (2) 選挙運動用ビラの作成について、市長の選挙と同様に条例で定めるところにより、一定の金額の範囲内で無料（公費負担）にできることとされたこと。  
 2 上記の公職選挙法の改正に伴い、みよし市の議会の議員選挙におけるビラの作成を公費負担とするための必要な改正を行う。
- 【内 容】 みよし市の議会の議員選挙におけるビラの作成を公費負担とすることができるようにするため、ビラの作成の公費負担を「長の選挙の場合に限る。」こととする規定を削る。（第1条、第6条関係）
- 【施行期日】 平成31年3月1日（この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。）

参考：公職選挙法の一部改正新旧対照表（抜粋）

	新	旧
12 以下 略	<p>(文書図面の頒布)                      第四百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図面は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。</p>	<p>(文書図面の頒布)                      第四百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図面は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。</p>
2 10 略	<p>六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ</p>	<p>六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書二千枚</p>
11 2 10 略	<p>都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。</p>	<p>都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、無料とすることができる。</p>

参考：選挙運動用ビラに係る候補者1人当たりの公費負担の限度額

市長	作成単価の限度（7円51銭）×作成枚数の限度（16,000枚）=120,160円（公費負担の限度額）
市議会議員	作成単価の限度（7円51銭）×作成枚数の限度（4,000枚）=30,040円（公費負担の限度額）

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、みよし市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のピラ(以下「ピラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ピラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、みよし市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のピラ(長の選挙の場合に限る。以下「ピラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ピラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者(長の選挙の場合に限る。)は、第8条に定める金額の範囲内で、ピラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例(平成22年みよし市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「(長の選挙の場合に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のみよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 公職選挙法の一部改正（在外選挙人名簿の登録制度の見直し）について

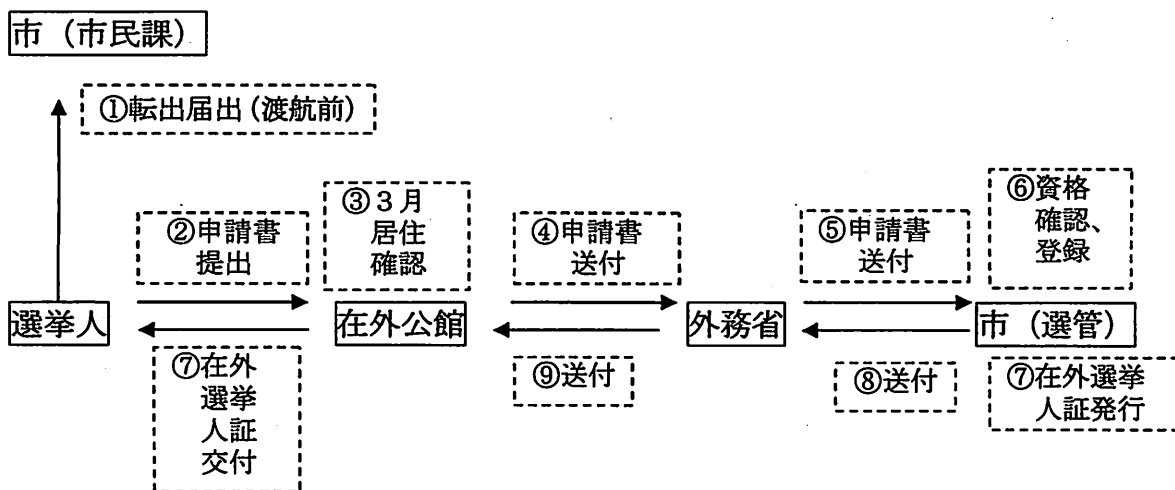
### 【趣旨】

有権者の投票環境の向上に関する具体的方策を検討するため、総務省に設置した研究会の報告を踏まえ、次のとおり公職選挙法の一部が改正され、平成 30 年 6 月 1 日から施行されました。

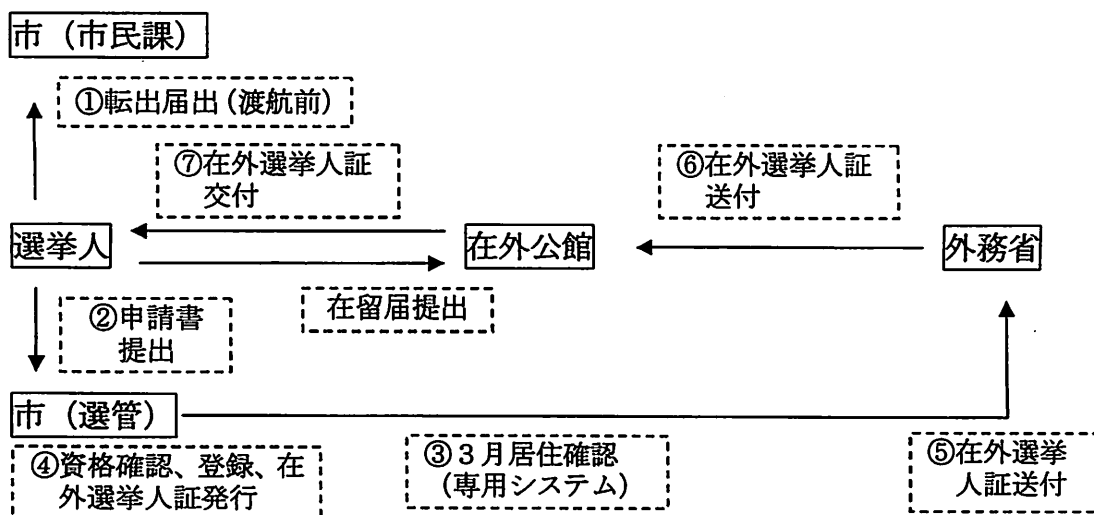
### 【内容】

在外選挙人名簿の登録の利便性を向上させるため、最終住所地の市町村の選挙人が、外国に転出する場合には、国外転出時に、市町村の選挙管理委員会に対して「出国時申請」を行うことができることとする。

#### 在外公館登録申請の流れ（従来）



#### 出国時登録申請の流れ（新制度）



※上記事務処理に対応するため、市公職選挙管理規程の所要の改正をしました。